

## 第 26 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年 9 月 25 日（水）午前 9 時 29 分から 9 時 58 分

2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

### 3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	3 番	池亀	昭次	4 番	牛野	進一郎
	7 番	河野	律雄	10 番	西田	暁
	11 番	高田	照美			

#### 農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	小山	幸良	ロ.	片板	大作
ハ.	中峯	哲義	ニ.	高田	正一
ホ.	小脇	浩一	ヘ.	雨田	俊孝

### 4. 欠席委員

農業委員

6 番	小山	重和	8 番	寺田	誠
-----	----	----	-----	----	---

#### 農地利用最適化推進委員（順不同）

ト.	中島	一三	チ.	柳田	和則
----	----	----	----	----	----

### 5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和元年度第 26 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係主任	日高 隆一郎

## 7. 会議の概要

事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。  
(農業委員のうち) 議席番号 6番、小山 重和 委員、8番、寺田 誠 委員、  
(農地利用最適化推進委員のうち) 中畠 一三 推進委員、柳田 和則 推進委員  
でございます。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立  
していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第26回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい  
でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 1番、古市  
道則 委員。2番、中里 安男 委員 を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第  
1項の規定による令和元年度第26号農用地利用集積計画書(案)に対する  
意見決定について、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。戸川係長。  
2ページをお開きください。

議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、令和元年9月30日  
を公告日とする農用地利用集積計画 賃借権3件を定めたいので承認を  
求めるものです。

資料は3ページをご覧ください。

期間の始期を令和元年10月1日から令和6年9月30日が終期の5年間  
存続で、畑 ●●㎡ の1件です。その下段、令和7年9月30日が終期の  
6年間存続で、畑 ●●㎡ の1件、更にその下段には令和11年9月30日  
が終期の10年間存続で、地目が 田、面積は ●●㎡ の 3件です。

資料は4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたしま  
す。

整理番号1番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 A・62  
歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B・52歳、経営  
面積 ●●㎡。

土地の所在は、○○字△△××番、地目は 田、面積は ●●㎡。賃借料は  
10アール当り1万円の現金払いで、期間10年の新規設定です。図面は5  
ページに添付してあります。

続いて整理番号2番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 C・87歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 D・61歳、経営面積 ●●㎡。

土地の所在は、〇〇字△△××番、地目は畑で、面積は ●●㎡。存続期間は5年の再設定で、貸借料は10アール当り〇〇円、甘藷を作付けするようです。図面は6ページに添付しています。お目通しください。

最後は整理番号3番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 E・83歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 F・48歳、経営面積は ●●㎡。

土地の所在は、〇〇字△△××番、地目は畑で、面積は ●●㎡、さとうきびの作付けを予定しており、賃借料は〇〇円の口座払い、期間は6年の新規設定です。7ページに図面を添付していますのでお目通しください。

賃借権を取得する者は経営規模拡大を図り農用地の集団化、利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資すると認められ、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めるものであります。

よろしく願いいたします。説明を終わります。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議長 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可）について、譲渡人・G、譲受人・H 外1件 を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。日高主任。9ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が2件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番〇〇号 G。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 H です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。登記地目は田、現況地目は畑、地積は ●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、10 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は12 ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、鹿児島県出水市〇〇××番地 I。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 J です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、11 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は17 ページから添付しています。

以上2件につきましては、9月10日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番については、私の方より説明いたします。

5番委員 整理番号1番。譲渡人がGさん、譲受人がHさんでございますけれども、申請地隣に建っている家をHさんの兄弟が買い求めたもので、その兄弟は農業をしていないものですから、農地を求めることは出来ないの、Hさんが農地を求めたものでございます。そういうことで贈与となっております。現地調査の日に行きましたけれども、その前にも申請人に会いまして耕作しないと駄目だよということを伝えましたところ、今のところ耕耘している状態でございます。野菜等を作るということでございました。以上です。よろしくお願いいたします。

議長 整理番号2番。西田 三郎 委員、説明をお願いいたします。

9番委員 ご説明申し上げます。譲渡人は鹿児島県出水市在住のIさん、譲受人は〇〇のJさんでございます。面積が●●反●●畝くらい、Iさんが、最近病気療養のため入院中ということです。それで財産の整理をしたいということでございます。以前からの友人関係で、この土地については、Jさんに無償で贈与するという内容でございました。Jさんは農業にはまっている若い経営者でございまして、何ら問題はないものと判断したところでございます。場所は地図を見れば、お分かりかと思いますが、現在さとうきびを植え付けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案

のとおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、貸人・K、借人・L 取締役 M を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。23ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるるもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。借人が、南種子町〇〇××番地 L 取締役 M。

貸人が、南種子町〇〇××番地 K。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は 畑。地積は ●●㎡ です。

転用計画としまして、地目を 雑種地 に変更。

工事計画は、令和元年10月から令和元年11月までの2ヶ月。

資金は、必要経費が掛からないことから「なし」となっています。

転用目的としましては 駐車場 です。

転用事由の詳細としまして、「申請地を駐車場として借地するため。」とのことです。

周囲の状況につきましては、北側に貸人所有の農地、東側に原野及び農地、南・西側に宅地となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

- (1) 造成計画が、現状のままで利用する。
- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅2.0m程度設ける。隣接農地への通路を確保する。
- (4) 用排水計画として、雨水は自然流下となっております。

なお、申請地は農用地区域 外 及び都市計画区域内 で、農地区分は「第2種農地」の「500m以内農地」に該当し、20年間の使用貸借権設定によるものです。

参考資料は24ページから添付しています。

なお、この件につきましては、9月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、西田 三郎 委員。

9番委員 それでは説明申し上げます。M と K は夫婦関係でございます。土地の所有者は K、これまで道反対側の土地を駐車場として借りていたようで

すが、その土地の所有者が変わってしまって、現在駐車場がないという状況の様でございます。申請地は皆さんご存知のとおり、周りは住宅が建て込んでおまして、農地としての利活用は中々出来難い状況にある場所がございます。

この福祉施設の状況を考えても駐車場というのは必要不可欠、現状は周りの人たちに迷惑を掛けている様でございます。駐車場としての利活用は問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありますか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人・N 外1件 を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第4号の説明をお願いいたします。日高主任。31 ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、2件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 N。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は 畑、現況地目は 山林。地積は ●●㎡ です。

変更年月日については 平成15年以前です。

現況といたしまして、『申請地は平成15年以前より耕作をしておらず、竹木類が生い茂った状態であり山林として利用され現在に至っています。』とのことです。

参考資料は32ページから添付しています。

整理番号2番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 N。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は 田、現況地目は 山林。地積は ●●㎡ です。

ほかに 〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は 田、現況地目は 原野。地積は ●●㎡ です。

変更年月日については、昭和40年以前です。

現況といたしまして、『申請地は昭和40年以前より耕作をしておらず、××番の土地については、杉が植林され現在に至っており、××番の土地

については雑草・低木類が生い茂った状態であり現在に至っています。』  
とのことです。

参考資料は34ページから添付しています。

以上2件の内容につきましては、9月10日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番・2番、西田 暁 委員。

11番委員 はい。申請人はNさん、これらは事務局からの詳しい説明があったとおりでございます。これについては前々回 7月の定例総会でも航空写真で確認した場所です。〇〇字△△が1筆と〇〇字△△が2筆ということで、場所は旧〇〇水道施設付近でございます。ロケット基地の射点から大体3キロメートルくらいのところ。〇〇字△△、〇〇字△△の土地については面積からみても、竹木、杉、雑草・低木類が生い茂り、農地として復元することは困難である判断したところ。以上でございます。  
よろしくをお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第5号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地・〇〇字△△××番 外9筆 を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第5号の説明をお願いいたします。日高主任。37ページをお開きください。

議案第5号は、「農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について」です。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が、南種子町〇〇××番地 〇 代人 P。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は 田、地積は ●●㎡。

外9件・9筆の合計で10筆、地積合計が ●●㎡ になります。

この10筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であ

ると判断できる土地であります。

この件につきましては、9月10日の現地調査において、会長、農地部長、月担当委員及び職員で現地確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議長 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。